

(仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業に係る
環境影響評価

事後調査年次状況報告書
(平成 25 年度版)

平成 26 年 6 月

三井不動産株式会社

目 次

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名.....	1
2 事業者の環境に対する取組方針.....	2
(1) グループ環境方針.....	2
(2) 部門別の環境への取組方針.....	2
(3) 環境推進体制.....	3
3 事業の名称及び内容.....	4
(1) 事業の名称.....	4
(2) 事業の実施場所.....	4
(3) 事業計画の概要.....	4
(4) 工事工程.....	13
(5) 施設の供用開始時期.....	13
4 当該事業における環境に対する取組方針.....	14
5 事後調査の結果.....	15
(1) 事後調査の目的.....	15
(2) 事後調査の対象とする環境要素及びその時期.....	15
(3) 事後調査の結果.....	16
6 まとめ.....	30
7 当該事業における環境取組の実施状況.....	31
8 委託先の名称等.....	47

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 三井不動産株式会社

代表者氏名 : 代表取締役社長 菰田 正信

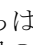

主たる事務所の所在地 : 東京都中央区日本橋室町 2 丁目 1 番 1 号

2 事業者の環境に対する取組方針

(1) グループ環境方針

三井不動産グループにおける環境理念及び環境方針は、以下のとおりである。

ア 環境理念

私たちは、グループのロゴマークである「」マークに象徴される「共生・共存」、「多様な価値観の連繋」の理念のもと、社会・経済の発展と地球環境の保全に貢献していきます。この「」マークの理念のもとに、私たちは、グループビジョンに「&EARTH」を掲げています。

「&EARTH」は、当社のまちづくりが常に地球とともにあることを認識し、人と地球がともに豊かになる社会をめざしていることを表しています。

人類の持続的発展が可能な社会の実現に貢献していくことは企業の使命であり、企業価値の向上につながる重要な経営課題の一つとしてとらえ、コミュニティと連携・協力して環境負荷の低減と安全・安心、快適性の向上を図りながら事業を進めていくことを「環境との共生」と位置づけ、豊かで潤いのある都市環境の創造と地球環境への貢献をめざします。

イ 環境方針

- 1.環境効率性の向上と環境負荷の低減、省エネルギー・省資源と廃棄物削減、汚染の防止に努め、地球温暖化対策と循環型社会の形成をめざします。
- 2.低炭素に加え、水環境・生物多様性の保全、分散・自立型エネルギーの導入などを幅広く、統合的に推進し、環境負荷の低減と安全・安心、快適性の向上の双方をめざします。
- 3.顧客、地域、行政などコミュニティと連携・協力して、「環境との共生」に積極的に取り組み、持続的発展が可能なまちづくりと、実効性の高い環境施策を展開します。
- 4.スマートシティなど環境配慮型まちづくりを国内外で展開し、未来のまちづくりをリードする環境先進企業をめざします。
- 5.環境関連の法規制の遵守はもとより、必要に応じ独自の基準を定めて、「環境との共生」を推進します。
- 6.環境教育、啓発活動などにより、三井不動産グループ全従業員に環境方針の周知徹底と環境意識の向上を図ります。
- 7.環境への取り組み状況など、必要な情報の開示に努め、広報活動などを通じて広く社会とコミュニケーションを図ります。

(2001年11月1日制定、2008年10月3日・2012年4月1日改定)

(2) 部門別の環境への取組方針

三井不動産グループでは、2009年度より部門別の「環境への取組方針」を策定し、推進してきたが、2012年度より三井不動産グループ中長期経営計画「イノベーション2017」がスタートしたことに合わせ、「グループ環境方針」及び「環境への取組方針」を見直している。

新たな「環境への取組方針」は、「業務系・住宅系・まちづくり」では、「環境負荷の低減」「安全・安心、快適性の向上および持続可能性の確保」「様々な主体との連携・協力」とし、「社内での取り組み等」では、「社員啓発」「社内での環境への取り組み」「新技術や先進事例の調査・研究」「環境の取り組みに関する情報発信」「森林整備・活用」とし、取り組みを進めている。

業務系・住宅系・まちづくり

業務系：ビル・商業施設・ホテル・東京ミッドタウン
住宅系：分譲・賃貸マンション

- 環境負荷の低減 (Load reduction)
- 安全・安心、快適性の向上および持続可能性の確保 (Quality improvement)
- 様々な主体との連携・協力 (Cooperation)

- 地域コミュニティとの共生
- テナント、オーナーへの積極的な働きかけ
- 設計会社、建設会社、エネルギー会社、メーカー等との連携・協力
- 地域、行政、大学等の研究機関との連携・協力の強化



- CO₂削減 (低炭素型交通の利用支援を含む)
- 水環境の保全
- 有害物質削減
- 省資源・廃棄物削減

- 安全・安心の向上
- 自然環境の保全・活用 (生物多様性の保全)
- 景観・街並みの保全・活用
- 健康・快適性の向上

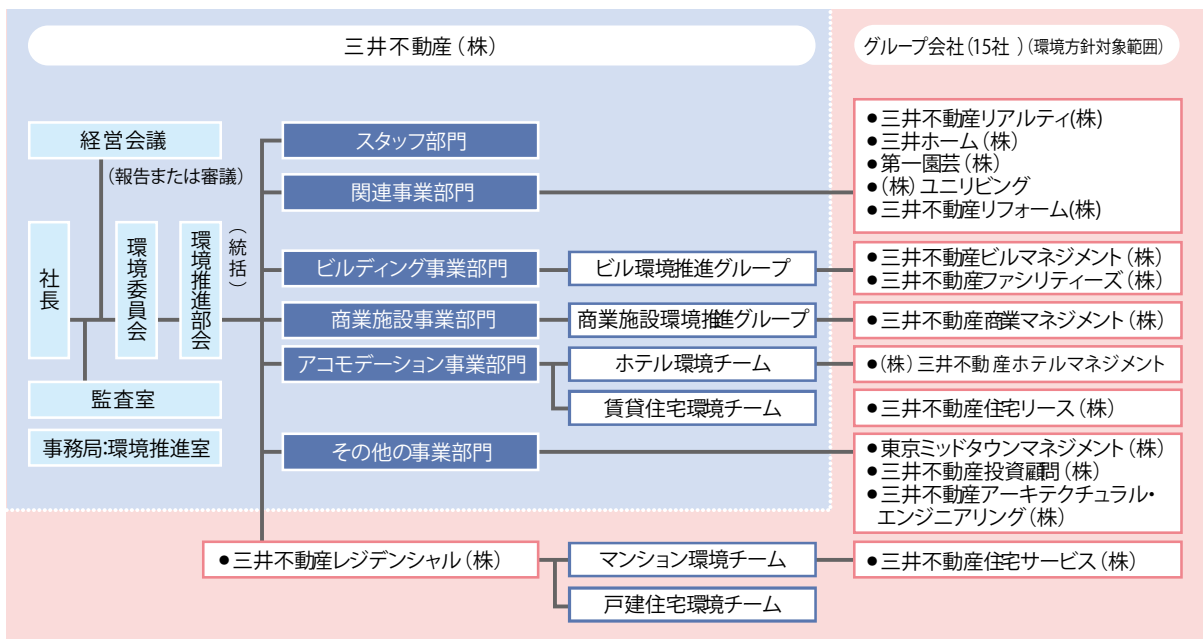
社内での取り組み等

- 社員啓発
- 社内での環境への取り組み
- 新技術や先進事例の調査・研究
- 環境の取り組みに関する情報発信
- 森林整備・活用

(3) 環境推進体制

「環境委員会」のもとに「環境推進部会」を設置し、「グループ環境方針」のもと部門別の「環境への取組方針」と年度ごとの目標を設定し、環境方針の対象となるグループ会社とともに環境への取り組みを計画的に推進している。

三井不動産グループの環境推進体制



注)三井ホーム(株)、三井不動産ファシリティーズ(株)(旧ファースト・ファシリティーズ(株))、三井不動産商業マネジメント(株)(旧ららぽーとマネジメント(株))、(株)三井不動産ホテルマネジメント、東京ミッドタウンマネジメント(株)では、グループ環境方針のもと、独自の環境方針を定めて環境保全活動を推進しています。また、独自の社会・環境報告も行っています。

3 事業の名称及び内容

(1) 事業の名称

(仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業

(2) 事業の実施場所

吹田市千里万博公園 23-17 (一部) (図 3-1 参照)

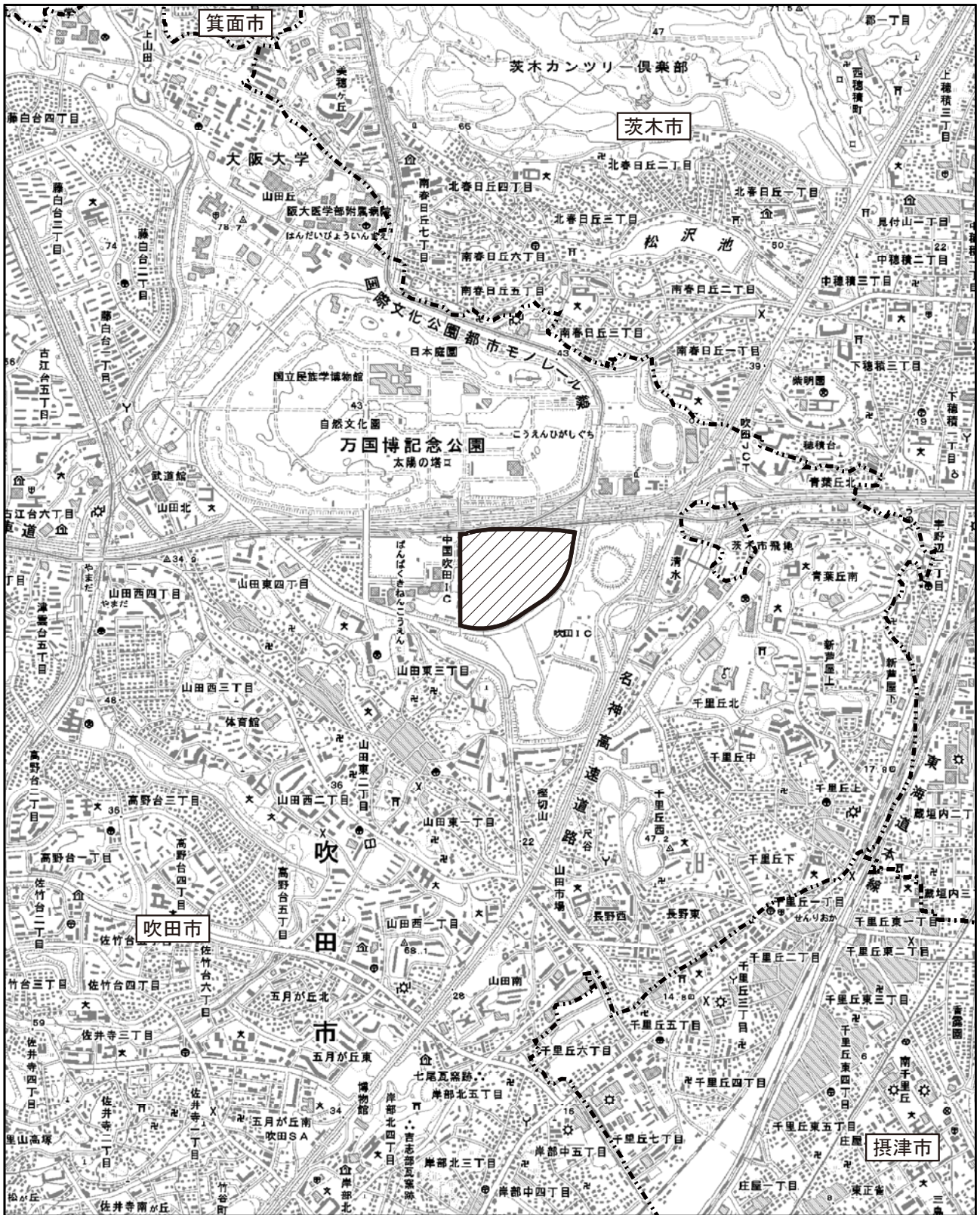
(3) 事業計画の概要



本事業は「商業施設の建設」であり、エンターテイメント（交流・参加・体験型施設）を核とした、広域集客力を有する施設とする計画である。物販、飲食、サービスによる約 300 店舗を計画しており、想定利用客数は、年間約 2,000 万人、休日 1 日（特異日除く）当たり約 66,000 人の来客数を想定している。

土地利用計画は、表 3-1 及び図 3-2 に示すとおりである。

表 3-1 土地利用計画

土地利用区分	面積 (m ²)	構成比 (%)	備考
施設棟	59,400	34.5	
駐車場	43,100	25.0	平面、立体含む
駐輪場	3,100	1.8	
緑地	27,600	16.0	
その他施設	1,600	0.9	観覧車、特高電気室
広場・通路・車路等	37,500	21.8	
合計	172,300	100.0	



- 凡例
-  事業計画地
 -  市境界

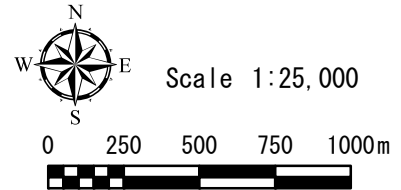
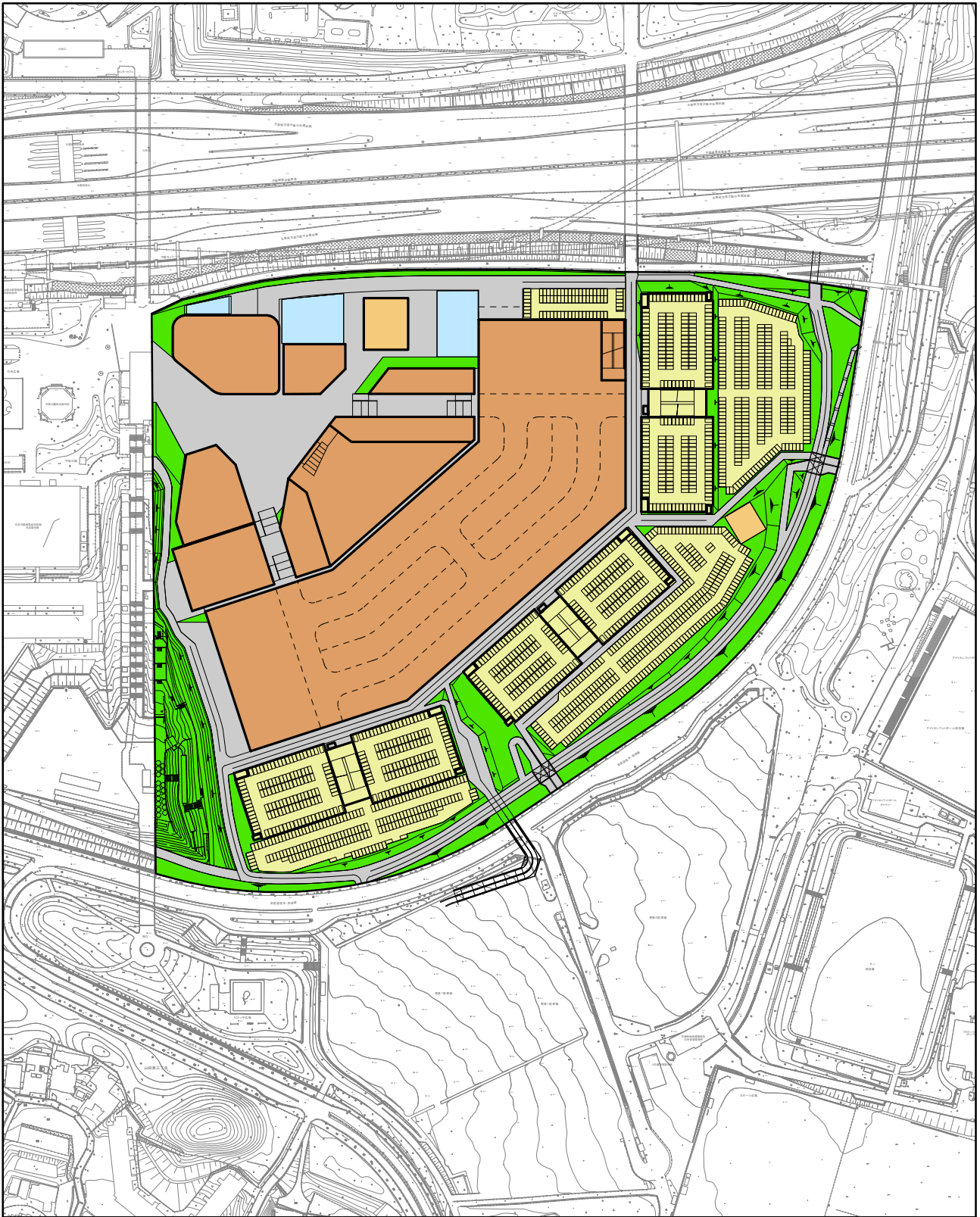


図3-1 事業計画地の位置

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(吹田)を使用したものである。



凡例

- 事業計画地
- 施設棟
- 緑地
- 駐車場
- その他施設
- 駐輪場
- 広場・通路・車路等



Scale 1:4,000

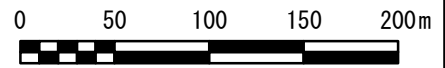


図3-2 土地利用計画図

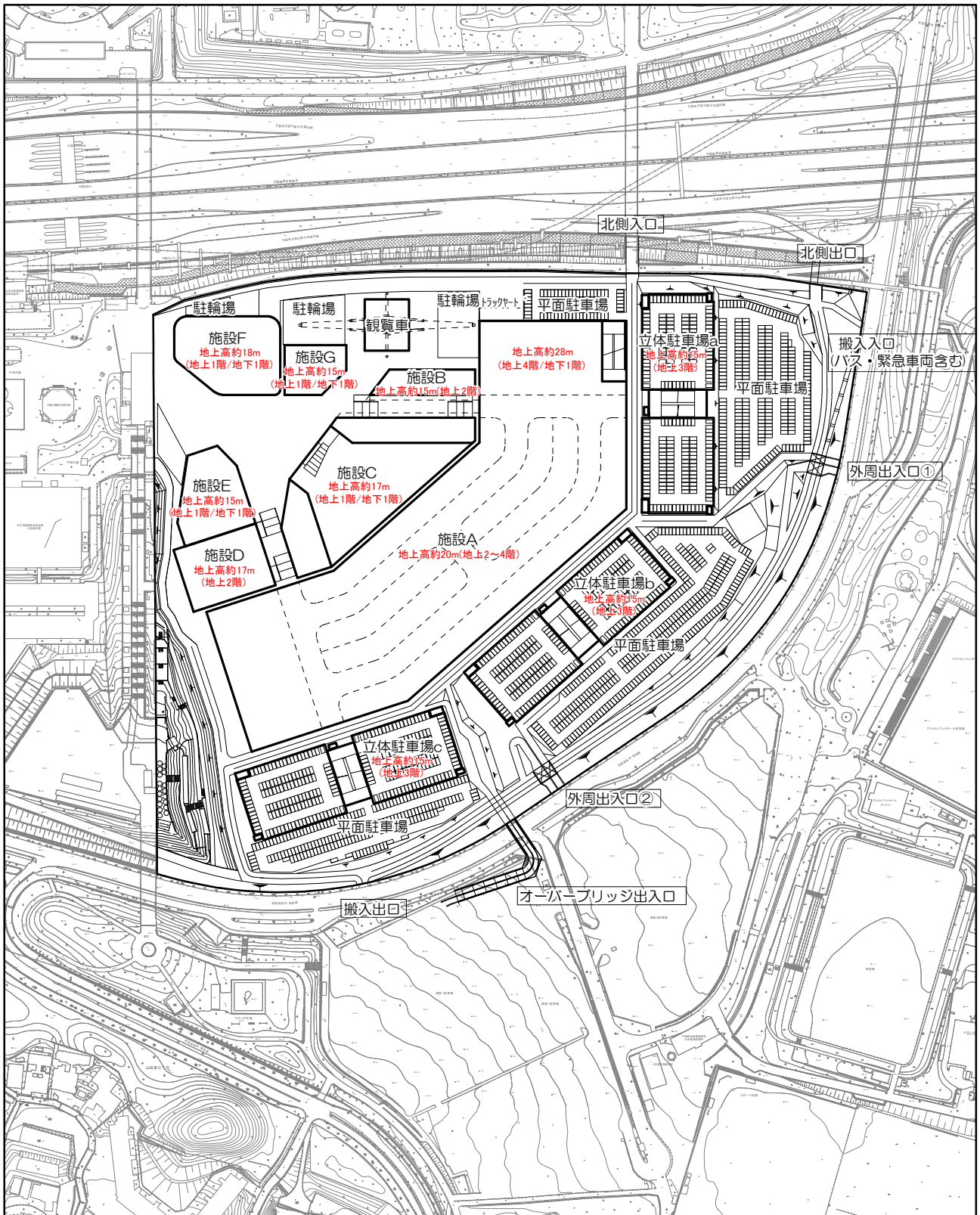
建築物の概要は、表 3-2 に示すとおりである。

建築面積及び延べ床面積は、施設棟と立体駐車場を合わせてそれぞれ約 90,000m² 及び約 250,000m²を計画している。


予定建築物の平面図、断面図、立面図は、図 3-3～図 3-5 に示すとおりである。

表 3-2 建築計画の概要

建物用途	商業施設
建物構造	鉄骨造（一部 鉄筋コンクリート造）
建築面積	約 90,000 m ²
建ぺい率	約 53%
延べ床面積	約 250,000m ²
容積率	約 116%
店舗面積	約 97,000 m ²
	物 販：約 63% 飲 食：約 9% サービス：約 28%（うち、水族館約 7,000m ² 、教育施設約 4,000m ² 、 複合映画館約 6,000m ² 含む）
建物高さ	約 15～28m（地上からの高さ） / 観覧車約 130m
階 数	地下 1～地上 4 階
駐車場台数	約 4,100 台
駐輪場台数	約 1,700 台



凡例

 事業計画地



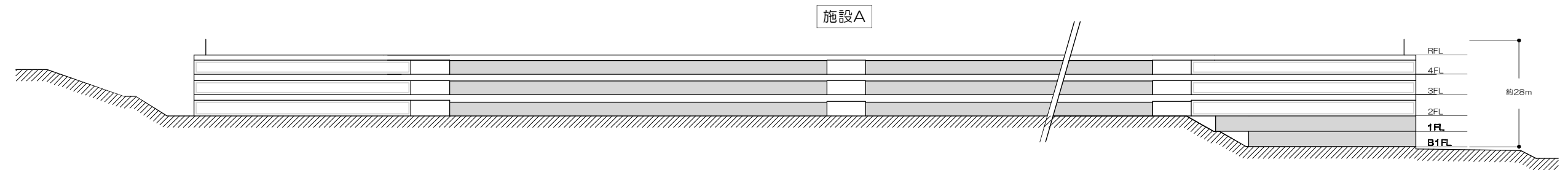
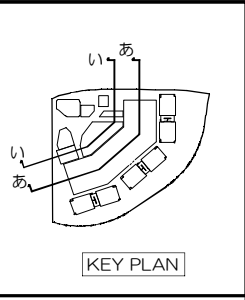
Scale 1:4,000

0 50 100 150 200m



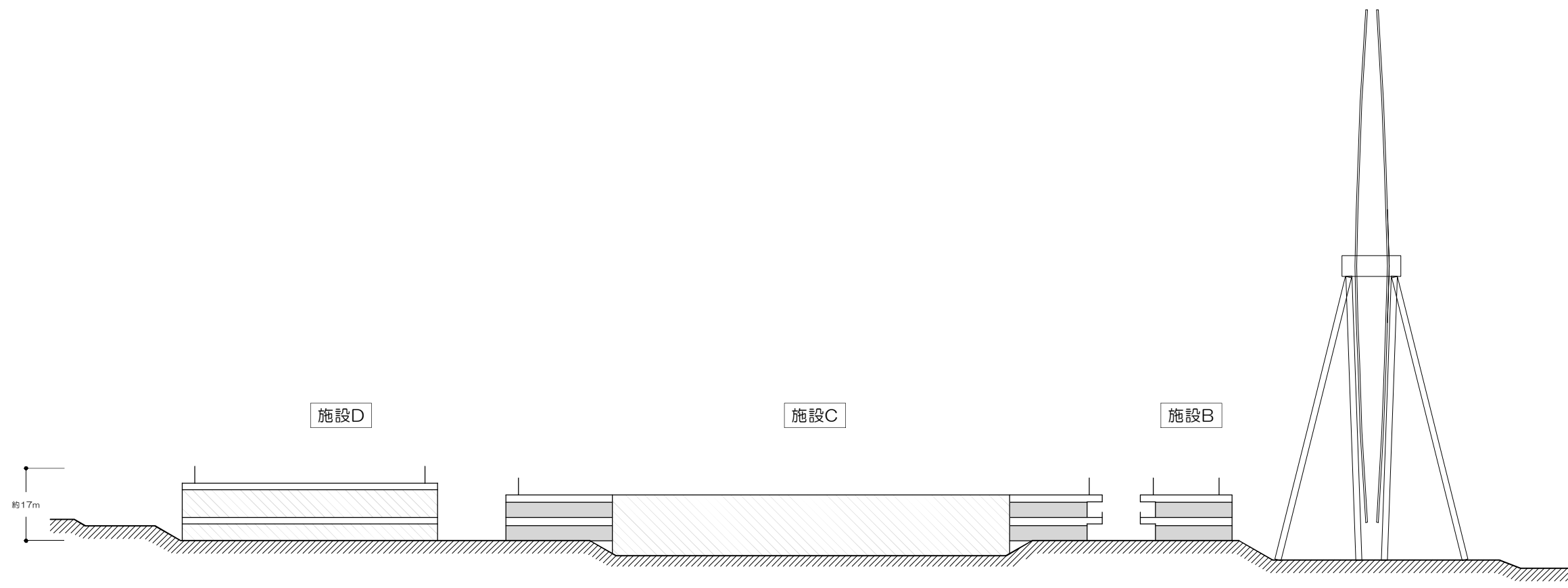
図3-3 建築物平面図

あ 断面



※ 階数は、建築基準法上の階数表示としている（今後、協議により変更となる可能性はある）

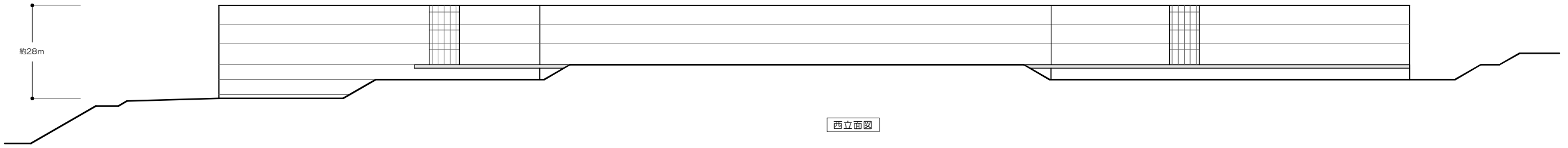
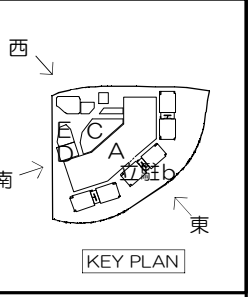
い 断面



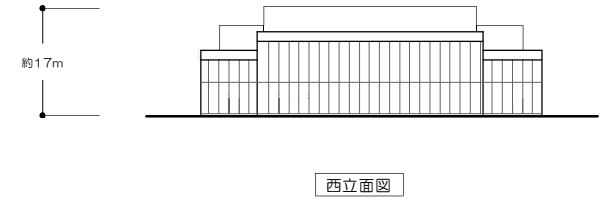
Scale 1:1,200

図3-4 建築物断面図

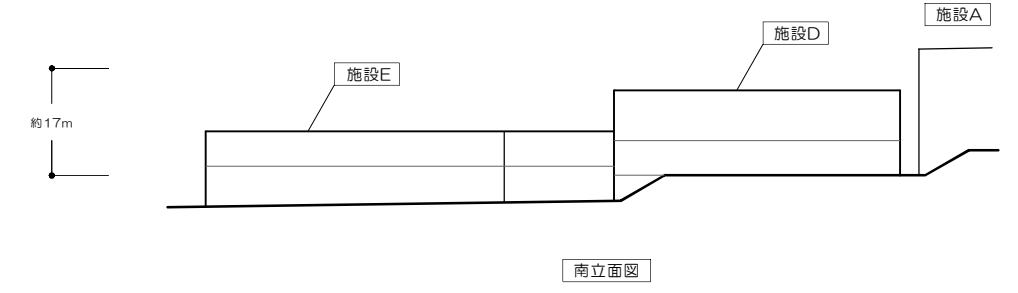
施設A



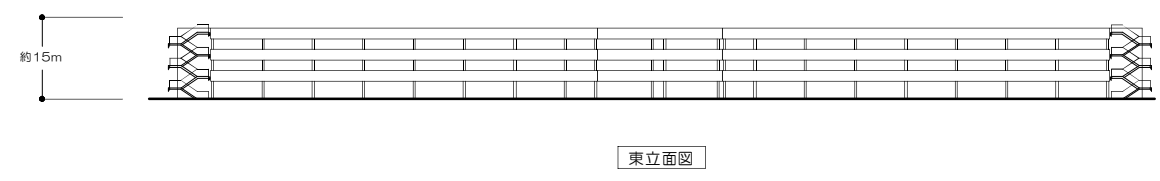
施設C



施設D・施設E



立体駐車場b



Scale 1:1,200

図3-5 建築物立面図(イメージ)

(4) 工事工程

本事業の工事は、既設構造物撤去工事、土木造成工事、建築工事、観覧車工事からなる。工事工程は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 工事工程

種別	平成26年												平成27年												平成28年				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
既設構造物撤去工事	■	■																											
土木造成工事			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
建築工事							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
観覧車関連工事																												■	

注) 建築工事完了後、開業を予定している。(グランドオープンは、観覧車工事完了後)

※ 開業準備期間 (一部、内装工事を含む)

(5) 施設の供用開始時期

施設の供用開始は、平成 27 年中を予定している。

4 当該事業における環境に対する取組方針

本事業では、様々な主体と多様な連携・協力を図り、環境負荷の低減と安全・安心、快適性の向上を図りながら事業を進めていくことを基本理念とし、豊かで潤いのある都市環境の創造と地球環境への貢献を目指していくものとする。

本事業における環境に対する取組方針は、①温室効果ガスの削減による地球温暖化対策、②可能な限り廃棄物の発生抑制・再資源化に努めた循環型社会の形成、③ヒートアイランド現象の抑制や自然エネルギーの活用及び省エネルギー機器の採用などに積極的に取り組む、④環境教育、啓発活動により、関係者や利用客などに環境への取組を周知し環境意識の向上を図る、⑤利用客、地域、行政等のコミュニティと連携・協力して実効性の高い環境施策を積極的に展開していくこととする。これらにより、旧エキスポランド跡地である現状の事業計画地及びその周辺の生活環境の向上を目指していくこととする。

また、ほぼ同時期に、(仮称)吹田市立スタジアム建設事業(以下、「近接事業」という。)が実施される予定であり、交通や騒音などの環境影響については、本事業との複合的な影響が見込まれる。これらの対策については、近接事業との連携が不可欠であり、互いに協力しながらより環境影響の低減を図っていく。さらに、近接事業における環境対策と連携・協力を図ることにより、より環境にプラスとなる施策を実施していく。具体的な内容については、今後、近接事業の事業者であるスタジアム建設募金団体及び関係機関と協議を行っていく。

5 事後調査の結果

(1) 事後調査の目的

事後調査は、本事業に係る工事の着手後に、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、本事業の影響を検証すると共に、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることなどにより、周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

(2) 事後調査の対象とする環境要素及びその時期

事後調査の対象とする環境要素及びその時期は、表 5-1 に示すとおりである。

平成 25 年度の事後調査項目は、工事中の大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）である。表 5-2 に、平成 25 年度の事後調査内容を示す。

表 5-1 事後調査の対象とする環境要素及びその時期

環境影響要因		調査項目		調査実施期間	調査実施時期（予定）			
					平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
工事中	建設機械等の稼働	大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事期間中	○	○	○	—
		騒音・振動	・騒音レベル ・振動レベル	工事のピーク時期	—	○	—	—
供用後	施設の供用	温室効果ガス・エネルギー	・エネルギー使用量 ・二酸化炭素排出量	施設供用後（1年間）	—	—	—	○
		廃棄物等	・種類別発生量 ・リサイクル量	施設供用後（1年間）	—	—	—	○
		騒音・振動	・騒音レベル ・振動レベル	施設供用後	—	—	—	○
		景観	・夜間イルミネーションの輝度等	施設供用後	—	—	—	○
	施設関連車両の走行	大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	施設供用後	—	—	—	○
		交通混雑	・交通量等	施設供用後	—	—	—	○

表 5-2 平成 25 年度事後調査内容（工事中）

調査項目		調査範囲・地点	調査実施期間・時期	調査方法
大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	事業計画地内	平成 26 年 2 月～3 月	工事作業日報の整理等により、建設機械及び工事用車両の種類、稼働台数・時間を把握する。それにより、排出量を算出する。

(3) 事後調査の結果

ア 建設機械の稼働状況

平成 25 年度（平成 26 年 2 月～3 月）に実施した工事で使用した建設機械の月当たりの延べ稼働台数は、表 5-3 に示すとおりである。また、建設機械は、表 5-5 に示す排出ガス・騒音対策型の機械を使用している。建設機械の稼働時間は、8:30～18:00（12:00～13:00 は昼休憩）の間で概ね 7 時間であった。

平成 26 年 2 月～3 月に実施した工事は、図 5-1 に示すとおりである。

表 5-3 建設機械の月当たり延べ稼働台数

(台)

建設機械	年月	平成 26 年		合計
		2 月	3 月	
バックホウ		292	442	734

イ 工事関係車両の走行状況

平成 25 年度（平成 26 年 2 月～3 月）における工事関係車両の月当たりの延べ台数は、表 5-4 に示すとおりである。また、工事関係車両のうち大型車については、表 5-6 に示す排出ガス対策型の車両を使用している。工事関係車両は、平成 26 年 3 月末時点の出入りは、図 5-2 に示す事業計画地南側の外周道路からの出入口を利用している。また、朝の通学時間帯に配慮し、通勤車両の入場時間帯は 7:20～7:50 としている。なお、工事関係車両の駐車場及び待機場所は、図 5-2 に示すとおり、事業計画地内に整備している。

表 5-4 工事関係車両の月当たり延べ台数

(台)

建設機械	年月	平成 26 年		合計
		2 月	3 月	
大型車		39	118	157
通勤車両		334	507	841
合計		373	625	998

表 5-5 使用建設機械一覧

持込機械名		メーカー	製造年月日	対策	
	規格			排出ガス	騒音
バックホウ	0.45m ³	日立建機(株)	平成 20 年 10 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.45m ³	日立建機(株)	平成 20 年 8 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	日立建機(株)	平成 19 年 3 月	2次排ガス	低騒音型
バックホウ	0.7m ³	コベルコ建機(株)	平成 20 年 8 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	コベルコ建機(株)	平成 20 年 8 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	日立建機(株)	平成 23 年 5 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	コマツ建機販売(株)	平成 23 年 8 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	日立建機(株)	平成 24 年 11 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	日立建機(株)	平成 14 年 10 月	2次排ガス	低騒音型
バックホウ	0.7m ³	コマツ建機販売(株)	平成 24 年 5 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	コマツ建機販売(株)	平成 22 年 4 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	コマツ建機販売(株)	平成 25 年 10 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	コマツ建機販売(株)	平成 25 年 12 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	コベルコ建機(株)	平成 19 年 8 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	0.7m ³	コベルコ建機(株)	平成 20 年 8 月	2次排ガス	低騒音型
バックホウ	1.2m ³	コマツ建機販売(株)	平成 23 年 1 月	三省対応	低騒音型
バックホウ	1.2m ³	日立建機(株)	平成 19 年 7 月	2次排ガス	低騒音型
バックホウ	1.2m ³	コマツ建機販売(株)	平成 22 年 10 月	三省対応	低騒音型
バックホウ	1.2m ³	日立建機(株)	平成 22 年 6 月	三省対応	超低騒音型
バックホウ	1.2m ³	コベルコ建機(株)	平成 19 年 1 月	2次排ガス	低騒音型
バックホウ	1.6m ³	コベルコ建機(株)	平成 18 年 11 月	2次排ガス	低騒音型
バックホウ	1.7m ³	日立建機(株)	平成 18 年 9 月	2次排ガス	低騒音型
バックホウ	2.9m ³	日立建機(株)	平成 19 年 10 月	2次排ガス	低騒音型

注) 排ガス対策のうち、「2次排ガス」は平成 9 年に定めた第 2 次基準値を満足する建設機械、「三省対応」は環境省、経済産業省、国土交通省の三省共管の「特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律」(平成 17 年)に基づく基準値(国土交通省の第 3 次基準値に該当)を満足する建設機械である。



バックホウ (1.7m³級)



バックホウ (0.7m³級)



バックホウ (1.2m³級)



バックホウ (0.7m³級)





バックホウ (0.7m³級)



バックホウ (2.9m³級)



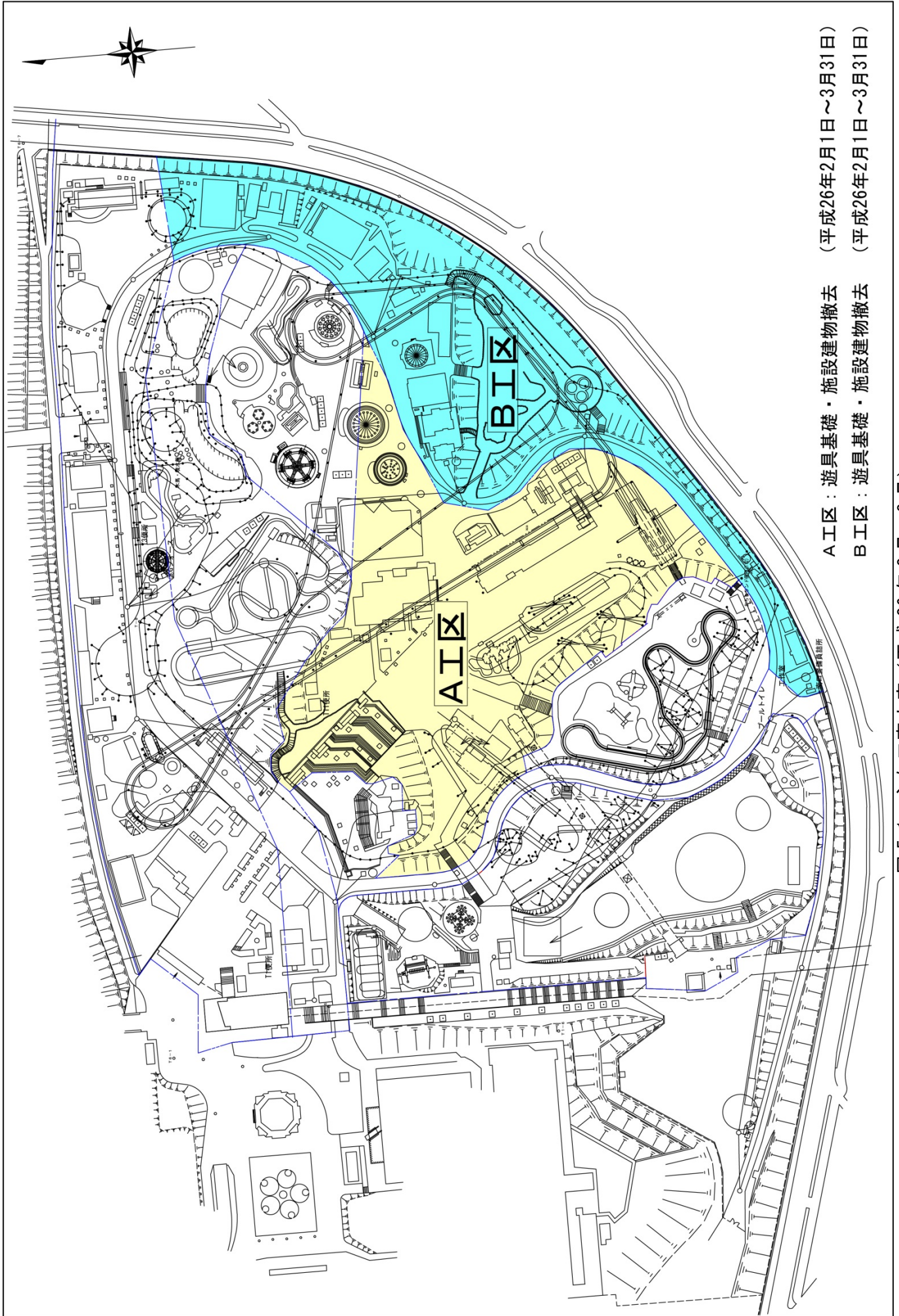
バックホウ (0.45m³級)





表 5-6 使用大型車両一覧

車両用途	メーカー	型式	対策	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	QKG-FV50VX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	KL-FV50JJXD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	KL-FV50JJXD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	KL-FV50JJXD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	いすゞ自動車(株)	PJ-CXZ51K6	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	低 PM 認定車
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	KL-FV50JJXD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	KL-FV50JJXD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	KL-FV50JJXD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	KL-FV50JJXD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FU50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FU50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FU50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	LDG-FV50VX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	KL-FV50MJXD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	ADG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	ADG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	ADG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	ADG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	ADG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	ADG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	BDG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	BDG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	KS-GK8JKFA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	KS-GK8JKFA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	BDG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	ADG-GK8JKWA	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	いすゞ自動車(株)	LKG-CXZ77AT	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	三菱ふそうトラック・バス(株)	BDG-FV50JX	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	いすゞ自動車(株)	PDG-CXZ77K8	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	KC-FS3FKCD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	日野自動車(株)	KC-FS4FKCD	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	いすゞ自動車(株)	KC-CXZ81K1D	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	
ダンプ	いすゞ自動車(株)	KC-CXZ82K1D	使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合	



A 工区：遊具基礎・施設建物撤去 (平成26年2月1日～3月31日)
 B 工区：遊具基礎・施設建物撤去 (平成26年2月1日～3月31日)

图 5-1 主要工事内容 (平成 26 年 2 月 ~ 3 月)

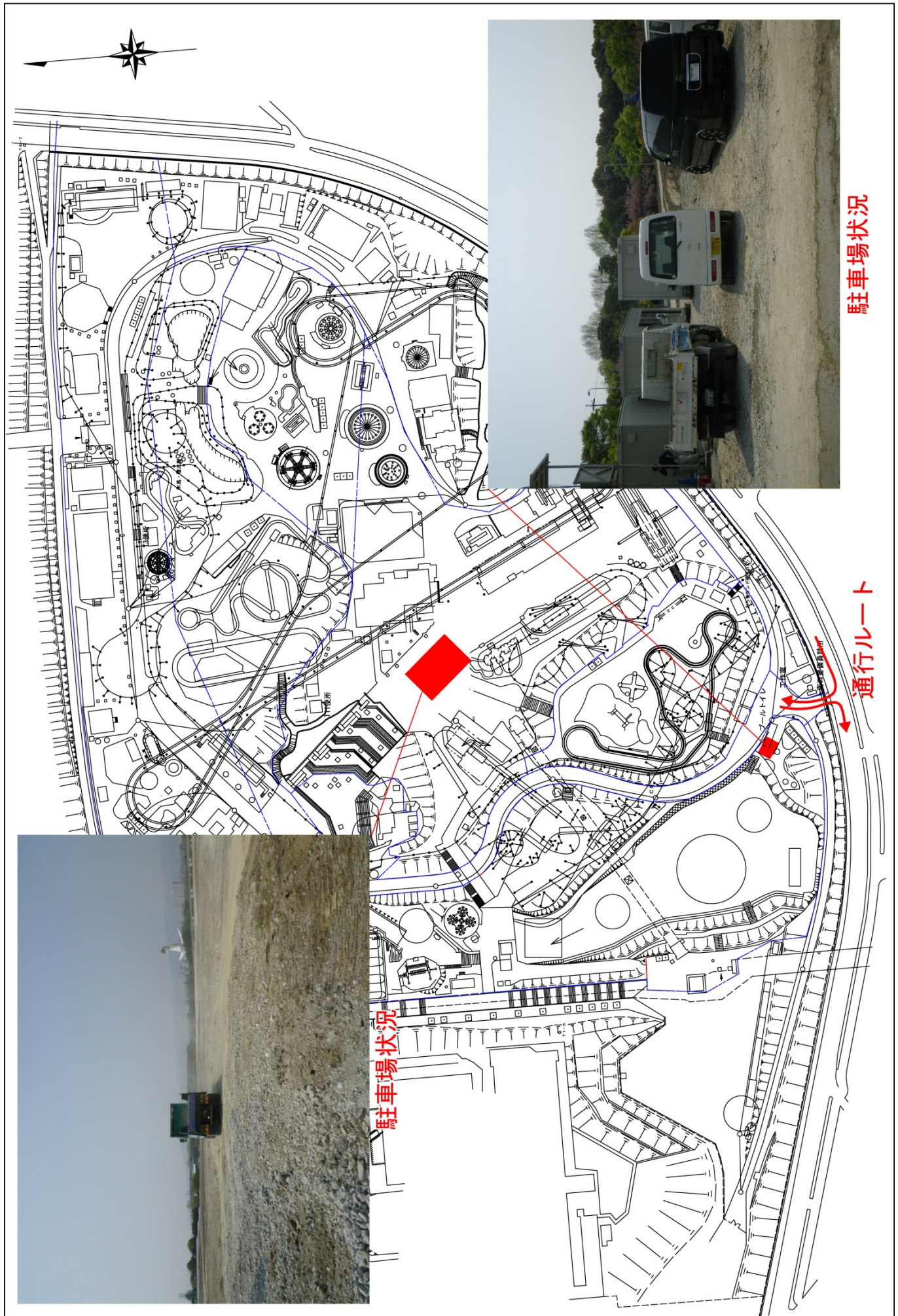


図 5-2 駐車場位置及び通行ルート（平成 26 年 3 月末時点）

ウ 建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響の評価

(ア) 大気汚染物質排出量の算出

平成 25 年度（平成 26 年 2 月～3 月）における月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量は、表 5-7 に示すとおりである。また、参考に「(仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業に係る環境影響評価」（平成 25 年 12 月、三井不動産株式会社）（以下、「評価書」という。）における大気汚染物質排出量を表 5-8 に示す。

月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量の最大値は、窒素酸化物（NO_x）が 746m³N/月、浮遊粒子状物質（SPM）が 54kg/月であり、評価書における月別排出量の最大値（NO_x：3,516m³N/月、SPM：239kg/月）を大きく下回っている。また、平成 25 年度の合計排出量は、窒素酸化物（NO_x）が 1,221m³N/年、浮遊粒子状物質（SPM）が 89kg/年であり、評価書における 12 ヶ月間の排出量の最大値（NO_x：28,680m³N/年、SPM：1,941kg/年）を大きく下回っている。

表 5-7 月別の大気汚染物質排出量

項目	単位	平成 26 年		平成 25 年度 合計
		2 月	3 月	
NO _x	m ³ N/月	475	746	1,221 (m ³ N/年)
SPM	kg/月	35	54	89 (kg/年)

表 5-8 (1) 月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量（参考）

項目	単位	着工後月数											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
NO _x	m ³ N/月	671	1,566	2,296	2,216	2,098	1,541	1,342	2,674	3,458	3,516	3,474	2,820
SPM	kg/月	56	115	160	153	143	105	92	183	233	239	233	183
項目	単位	着工後月数											
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
NO _x	m ³ N/月	1,585	1,661	1,965	1,936	1,759	1,284	1,089	962	675	561	421	265
SPM	kg/月	102	110	133	132	118	80	68	61	44	37	28	16
項目	単位	着工後月数											
		25	26	27	28								
NO _x	m ³ N/月	63	57	57	0								
SPM	kg/月	4	3	3	0								

注) 評価書より抜粋

表 5-8 (2) 連続する 12 ヶ月間の大気汚染物質排出量 (参考)

項目	単位	着工後月数									
		1~12	2~13	3~14	4~15	5~16	6~17	7~18	8~19	9~20	10~21
NO _x	m ³ N/年	27,672	28,586	28,680	28,349	28,070	27,731	27,473	27,220	25,508	22,725
SPM	kg/年	1,894	1,941	1,936	1,909	1,888	1,863	1,838	1,814	1,691	1,502
項目	単位	着工後月数									
		11~22	12~23	13~24	14~25	15~26	16~27	17~28			
NO _x	m ³ N/年	19,770	16,717	14,163	12,641	11,037	9,128	7,192			
SPM	kg/年	1,300	1,095	928	830	723	594	462			

注) 評価書より抜粋

(イ) 建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響の評価

平成 25 年度（平成 26 年 2 月～3 月）における建設機械等からの大気汚染物質排出量から、周辺住居等における最大着地濃度地点の濃度を算出し、評価書における予測結果及び評価目標との比較を行った。なお、最大着地濃度地点及びバックグラウンド濃度、発生源の位置、気象条件、変換式（窒素酸化物→二酸化窒素、年平均値→日平均値）などの予測条件は評価書と同じとし、大気汚染物質排出量のみを今回の排出量として計算を行った。予測手順は、図 5-3 に示すとおりである。

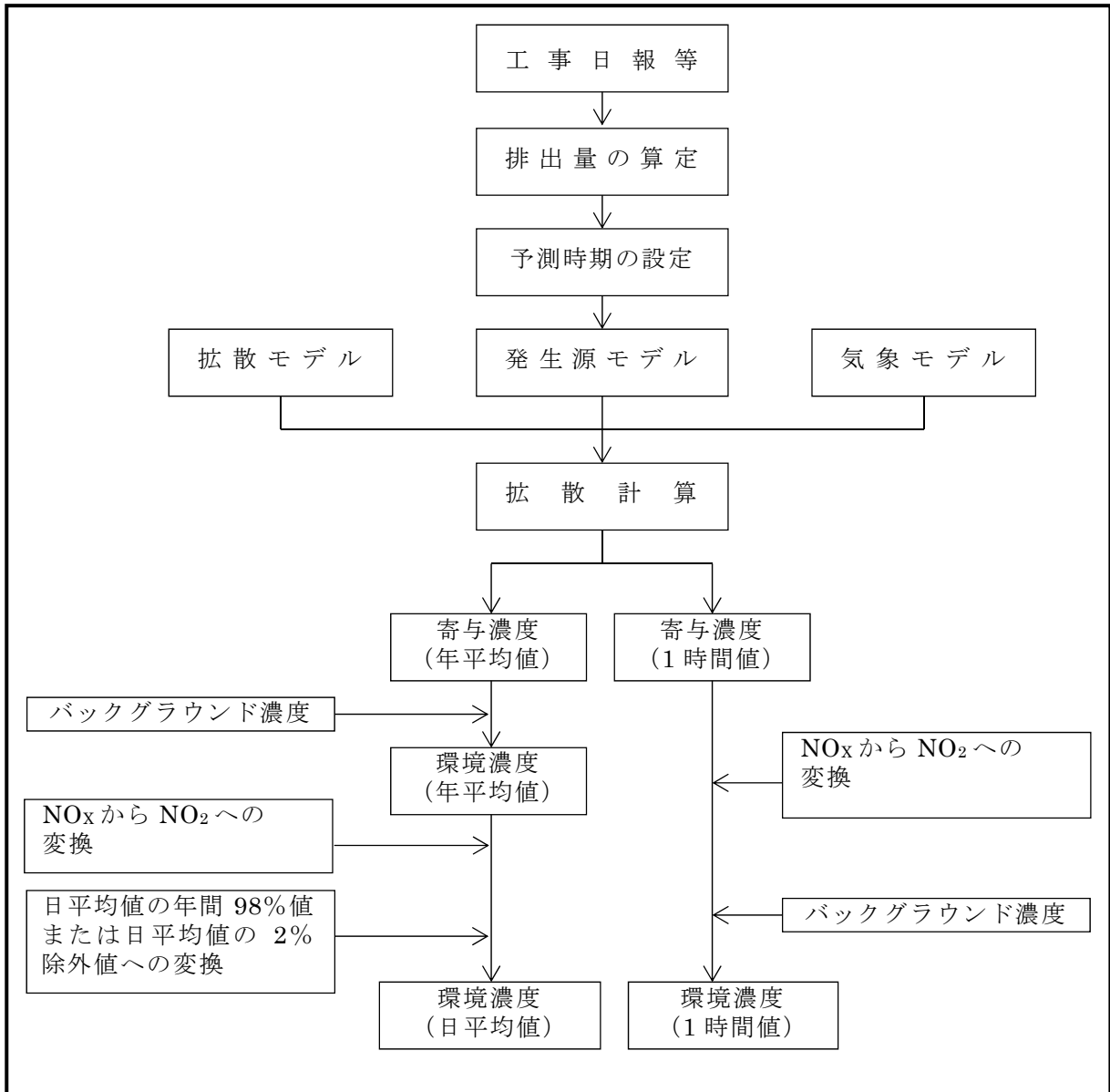


図 5-3 予測手順（建設機械の稼働に係る大気汚染）

評価結果は、表 5-9 及び表 5-10 に示すとおりである。二酸化窒素は評価書の予測結果（工事最盛期）を下回り、吹田市の目標及び環境基準を満足した。浮遊粒子状物質についても評価書の予測結果（工事最盛期）と同等以下であり、吹田市の目標及び環境基準を満足した。

また、近接事業である「(仮称)吹田市立スタジアム建設事業」の建設機械等の稼働による排出ガスを加えた複合的な評価結果を表 5-11 及び表 5-12 に示す。複合影響についても、二酸化窒素は評価書の予測結果（工事最盛期）を下回り、吹田市の目標及び環境基準を満足した。また浮遊粒子状物質についても評価書の予測結果（工事最盛期）と同等以下であり、吹田市の目標及び環境基準を満足した。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

表 5-9 (1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果（年平均値）

予測時期	窒素酸化物 (NO _x) 年平均値			二酸化窒素 (NO ₂)				
	寄与濃度の最大着地濃度 (ppm) ①	バックグラウンド濃度 (ppm) ②	環境濃度 (ppm) ①+②	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	評価書の予測結果 (ppm)	吹田市の目標値	環境基準値
平成 26 年 2～3 月	0.0003	0.026	0.0263	0.019	0.040	0.046	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること

注)「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 5-9 (2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果（年平均値）

予測時期	浮遊粒子状物質 (SPM) 年平均値				評価書の予測結果 (mg/m ³)	環境基準値・吹田市の目標値
	寄与濃度の最大着地濃度 (mg/m ³) ①	バックグラウンド濃度 (mg/m ³) ②	環境濃度 (mg/m ³) ①+②	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)		
平成 26 年 2～3 月	0.0000	0.018	0.0180	0.049	0.049	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であること

注)「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 5-10 (1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果 (1 時間値)

予測時期	二酸化窒素 (NO ₂) 1 時間値				短期暴露の指針値・吹田市の目標値
	寄与濃度の最大着地濃度 (ppm) ①	バックグラウンド濃度 (ppm) ②	環境濃度 (ppm) ①+②	評価書の予測結果 (ppm)	
平成 26 年 2~3 月	0.034	0.018	0.052	0.18	1 時間値暴露として 0.1~0.2ppm 以下であること

注)「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 5-10 (2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果 (1 時間値)

予測時期	浮遊粒子状物質 (SPM) 1 時間値				環境基準値・吹田市の目標値
	寄与濃度の最大着地濃度 (mg/m ³) ①	バックグラウンド濃度 (mg/m ³) ②	環境濃度 (mg/m ³) ①+②	評価書の予測結果 (mg/m ³)	
平成 26 年 2~3 月	0.004	0.018	0.022	0.034	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること

注)「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 5-11 (1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果 (複合影響：年平均値)

予測時期	窒素酸化物 (NO _x) 年平均値				二酸化窒素 (NO ₂)				
	寄与濃度の最大着地濃度 (ppm) ①	近接事業の寄与濃度の最大着地濃度 (ppm) ②	バックグラウンド濃度 (ppm) ③	環境濃度 (ppm) ①+②+③	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98% 値 (ppm)	評価書の予測結果 (ppm)	吹田市の目標値	環境基準値
平成 26 年 2~3 月	0.0003	0.0008	0.026	0.0271	0.020	0.040	0.049	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること

注)「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

「近接事業の寄与濃度の最大着地濃度」は、「(仮称)吹田市立スタジアム建設事業環境影響評価 事後調査報告書」(平成 26 年 6 月、スタジアム建設募金団体)より引用した。

表 5-11 (2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果
(複合影響：年平均値)

予測時期	浮遊粒子状物質 (SPM) 年平均値					評価書の 予測結果 (mg/m ³)	環境基準値・ 吹田市の目標値
	寄与濃度 の最大着 地濃度 (mg/m ³) ①	近接事業 の寄与濃 度の最大 着地濃度 (mg/m ³) ②	バックグ ラウンド 濃度 (mg/m ³) ③	環境濃度 (mg/m ³) ①+②+③	日平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)		
平成 26 年 2～3 月	0.0000	0.0001	0.018	0.0181	0.049	0.049	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10 mg/m ³ 以下で あること

注) 「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

「近接事業の寄与濃度の最大着地濃度」は、「(仮称)吹田市立スタジアム建設事業環境影響評価 事後調査報告書」(平成 26 年 6 月、スタジアム建設募金団体)より引用した。

表 5-12 (1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果
(複合影響：1 時間値)

予測時期	二酸化窒素 (NO ₂) 1 時間値					短期暴露の指針値 ・吹田市の目標値
	寄与濃度 の最大着 地濃度 (ppm) ①	近接事業の 寄与濃度 の最大着 地濃度 (ppm) ②	バックグラ ウンド濃度 (ppm) ③	環境濃度 (ppm) ①+②+③	評価書の 予測結果 (ppm)	
平成 26 年 2～3 月	0.018	0.046	0.018	0.082	0.17	1 時間値暴露とし て 0.1～0.2ppm 以 下であること

注) 「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

「近接事業の寄与濃度の最大着地濃度」は、「(仮称)吹田市立スタジアム建設事業環境影響評価 事後調査報告書」(平成 26 年 6 月、スタジアム建設募金団体)より引用した。

表 5-12 (2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果
(複合影響：1 時間値)

予測時期	浮遊粒子状物質 (SPM) 1 時間値					短期暴露の指針値 ・吹田市の目標値
	寄与濃度 の最大着 地濃度 (mg/m ³) ①	近接事業の 寄与濃度 の最大着 地濃度 (mg/m ³) ②	バックグラ ウンド濃度 (mg/m ³) ③	環境濃度 (mg/m ³) ①+②+③	評価書の 予測結果 (ppm)	
平成 26 年 2～3 月	0.002	0.006	0.018	0.026	0.033	1 時間値暴露とし て 0.1～0.2ppm 以 下であること

注) 「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

「近接事業の寄与濃度の最大着地濃度」は、「(仮称)吹田市立スタジアム建設事業環境影響評価 事後調査報告書」(平成 26 年 6 月、スタジアム建設募金団体)より引用した。

6 まとめ

(1) 大気汚染

ア 建設機械等の稼働による影響

建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質排出量は、評価書における予測値を大きく下回っており、それに伴う周辺地域での濃度も評価書における予測結果と同等以下となっている。また、近接事業である「(仮称)吹田市立スタジアム建設事業」との複合影響についても、評価書における予測結果と同等以下となっている。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

(2) 環境保全措置

本事業における環境取組の実施状況は、次項に示すとおりであり、工事による環境影響の低減に努めている。

7 当該事業における環境取組の実施状況

平成 25 年度までに実施した環境取組の実施状況は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 (1) 環境取組の実施状況 (工事中その 1)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
◆大気汚染や騒音などの公害を防止します。		
建設機械		
1	掘削に使用するバックホウや発電機などは、可能な限り最新の低騒音・低振動型及び排出ガス対策型の機種を使用します。	建設機械については、可能な限り最新の低騒音・低振動型及び排出ガス対策型の機種の使用に努めています。(表 5-5 参照)
2	調達台数に限りがあるため部分的な使用となりますが、低燃費型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)の使用を奨励します。	平成 26 年 2 月及び 3 月の作業は既存構造物の撤去作業であり、該当機械はありません。今後、可能な限り、低燃費型の建設機械を使用する予定です。
3	低燃費運転講習会の開催、啓蒙看板を設置し、アイドリングストップを実施します。	新規入場者教育資料及び月 1 回の安全衛生協議会により、アイドリングストップを指導しています。
4	低燃費運転講習会を開催し、運転者への教育を行います。	新規入場者教育資料により、環境に配慮した運転を指導しています。
5	工事車両運行の平準化など工程調整を密に行い、効率的な重機配置、車両運行管理を行います。	効率的な工事計画を立てると共に、工程調整を密に行い、建設機械の稼働台数の抑制を図っています。
6	工事車両運行の平準化など工程調整を密に行い、効率的な重機配置、車両運行管理を行います。	効率的な工事計画を立てると共に、工程調整を密に行い、各工事のピークが重ならないように工事の平準化を図っています。
7	機械類は持ち込み時の点検、月例点検、日常点検を行い、適切に整備します。	機械類については、持ち込み時の点検、月例点検、日常点検を行い、適切に整備しています。
工事関連車両		
8	工事に関連する全協力会社に、可能な限り最新の燃費、排ガス性能のよい車両を使用するよう、指示、指導を行います。	大型車両については、全て使用車種規制(NOx・PM)適合車両とし、さらに低排出ガス認定車、平成 27 年度燃費基準達成車両を使用するよう、全協力会社に指示、指導を行っています。
9	大阪府条例に基づく流入車規制について、全協力会社への指示、指導を確実に実施します。	工事関連車両については、全て大阪府条例に基づく流入車規制を遵守するよう、全協力会社に指示、指導を行っています。
10	車両運転席に工事関係者である旨、表示を行います。	工事関連車両の運転席の前方で車外から見やすい箇所に当該工事関連車両であることを示す明示板を設置しています。
11	コンクリートの打設など、連続して車両を運行する必要がある工事を除き、車両集中時間、通学時間帯を避ける車両運行計画を推進します。	工事関連車両の搬出入について、通学時間帯は配慮しています。なお、今後も、コンクリートの打設など、連続して車両を運行する必要がある工事を除き、通学時間帯の搬出入は配慮します。
12	搬入計画においては、積載重量、荷姿を確認の上、車両台数が少なくなるよう計画します。	効率的な工事計画を立てると共に、工程調整を密に行い、工事関連車両台数の抑制を図っています。
13	工事関連の車両台数の抑制について、全協力会社への指示、指導を確実に実施します。	効率的な工事計画を立てると共に、工程調整を密に行い、工事関連車両台数の抑制を図っています。

表 6-1 (2) 環境取組の実施状況 (工事中その2)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
14	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際の騒音、振動や土砂の飛散防止について、新規入場時にダンプトラック運転手への教育、指導を徹底します。	ダンプトラック運転手教育資料により、土砂の積み降ろしの際の騒音、振動や土砂の飛散防止について指導を行っています。また、強風時には、現場の状況判断で、作業の限定や工事範囲の変更をするなど配慮を行っています。
15	工事中用ゲートには、タイヤ洗浄機(ハイウォッシャー)を設置し、タイヤ洗いを実施します。	工事中用ゲートにタイヤ洗浄機(ハイウォッシャー)を設置し、タイヤ洗いを実施しています。
16	作業所内に pH 処理装置を設置し、洗浄水の中性化を行います。	平成 26 年 2 月及び 3 月の作業は既存構造物の撤去作業であり、該当作業はありません。今後、作業所内に pH 処理装置を設置し、洗浄水の中性化を行います。
17	全協力会社への指示、指導を確実に実施します。搬入車両の時間調整を日々行い、時間通りの車両運行により、待機車両をなくします。また、事業計画地内に十分な待機場所と駐車スペースを配置します。	搬入車両の時間調整を日々行い、時間通りに車両を運行することにより、待機車両を抑制しています。また、図 5-2 に示すとおり、事業計画地内に十分な待機場所及び駐車スペースを確保しています。
18	クラクションの使用は必要最小限とするよう、全協力会社への指示、指導を確実に実施します。	新規入場者教育資料により、クラクションの使用は必要最小限とするよう、指導を行っています。
19	低燃費運転講習会の開催、啓蒙看板を設置し、アイドリングストップを実施します。	新規入場者教育資料及び月 1 回の安全衛生協議会により、アイドリングストップを指導しています。
20	低燃費運転講習会を開催し、運転者への教育を行います。	新規入場者教育資料により、環境に配慮した運転を指導しています。
21	可能な限り、工事の平準化や構工法の見直しによる工事量縮減を検討し、建設機械や工事関連車両からの排出ガスを削減します。	効率的な工事計画を立てると共に、工程調整を密に行い、各工事のピークが重ならないように工事の平準化を図っています。
22	建設機械の高負荷運転を極力避け、工事中用車両の適切な点検・整備を実施します。	効率的な工事計画を立てると共に、工程調整を密に行い、各工事のピークが重ならないように工事の平準化を図っています。 また、工事中用車両について、日常点検を行い、適切に整備しています。
23	複数ルートを設定し、工事中用車両の分散化を図ります。	平成 26 年 3 月末時点では、図 5-2 に示すとおり、事業計画地南側の外周道路からの出入口を利用していますが、今後、状況に応じて、東側からの出入など分散化を図ります。
工事方法 <騒音・振動等>		
24	建設地の周囲には、仮囲い鋼板を設置しますが、必要に応じて防音パネルや防音シート等の設置を検討します。	建設地の周囲には、仮囲い鋼板やシートを設置しています。平成 26 年 3 月末時点での設置状況は、図 6-1 に示すとおりです。今後、必要に応じて、防音パネルや防音シート等の設置を検討します。
25	作業員への、騒音、振動低減教育を新規入場時に実施します。	新規入場者教育資料等により、騒音、振動低減教育を行っています。
26	振動や打撃による杭施工法は採用しません。	振動や打撃による杭施工法は採用していません。

表 6-1 (3) 環境取組の実施状況 (工事中その3)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
27	特定建設作業は、法、府条例を遵守し、騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。	特定建設作業は、法、府条例を遵守しています。また、近隣に工事の説明を行っており、今後、工事内容等について要望があれば、協議・検討を行っていきます。
<粉じん・アスベスト>		
28	場内車両通行ルート of 定時散水を行い、粉じんの発生を抑制します。	粉じんの発生・飛散防止のため、場内車路の散水車による散水、場外への退出車両にハイウォッシャー洗車等の対策を実施しています。(図 6-1 参照)
29	土砂を長期間放置するなど、砂埃が発生する可能性がある場合には、シート養生を行います。	粉じんの発生・飛散防止のため、仮置き土に覆いをかける等の対策を実施しています。
30	既存建築物の解体に際し、アスベスト調査を行い、含有の場合は、所定の手続きを行います。	既存建築物の解体に際しては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」(環境省水・大気環境局大気環境課)に基づき、事前にアスベストの含有の有無を確認しました。含有が確認された建築物については、「特定粉じん排出等作業実施届出」を行い、飛散防止措置を行った上でアスベストの除去を行いました。
31	アスベスト含有の既存建物がある場合は飛散防止措置を行います。	アスベスト含有が確認された建築物については、飛散防止措置を行った上でアスベストの除去を行いました。
<水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下>		
32	仮囲い足元には巾木を設置し、濁水、土砂流出を防止します。敷地境界が斜面地である場合には、手前に排水溝を設置し、濁水、土砂の流出を防止します。また、仮設沈砂池は十分な貯水容量を確保し、雨水(濁水)のSS(浮遊物質量)を低減した上で排水します。	仮囲い足元には巾木を設置し、濁水、土砂流出を防止しています。また、敷地境界が斜面地である場合には、手前に排水溝を設置し、濁水、土砂の流出を防止しています。
33	揮発性塗料の容器保管、洗浄に対する作業員への教育、指導を徹底します。	平成 26 年 2 月及び 3 月には、揮発性塗料の使用はありません。今後、使用がある場合には、作業員への教育、指導を徹底します。
34	土地の形質変更届に必要となる、土壌汚染状況調査を行政との協議に基づき実施します。	土壌汚染対策法及び大阪府条例に基づく土壌汚染状況調査を実施しました。その結果、事業計画地及び事業計画地外の改変区域は、「汚染が存在するおそれがないと認められる区域」となっています。
35	工法選定の際に、土壌、地下水を汚染しない工法であることを確認の上、決定します。	工事は、土壌、地下水を汚染しない工法であることを確認の上、実施しています。
36	周辺の地盤沈下が起こらない工事計画とします。	周辺の地盤沈下が起こらない工事計画としています。
<悪臭・廃棄物>		
37	アスファルトの熔融温度管理を実施します。	平成 26 年 2 月及び 3 月の作業は既存構造物の撤去作業であり、該当作業はありません。今後、アスファルトの防水工事にあたっては、熔融温度管理を実施し、煙や臭いの発生に配慮します。
38	現地での廃棄物などの焼却は行いません。	新規入場者教育資料により、現地での廃棄物などの焼却を行わないよう、指導を行っています。

表 6-1 (4) 環境取組の実施状況 (工事中その 4)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
39	既存建物の解体に際し、有害廃棄物の状況を調査し、存在する場合は、適切な処置を行います。	既存建築物の解体に際しては、事前にアスベストの調査を行い、適切に処理を行いました。また、PCB については、(独) 日本万国博覧会記念機構 (現、大阪府) が処理を行っています。
40	仮設トイレは、日々の清掃を実施します。	仮設トイレは、日々の清掃を実施しています。
◆地域の安全安心に貢献します。		
41	近隣協議の上、迂回路の確保や工事用車両出入口付近に交通安全施設等を設置して交通事故の防止に努めます。なお、立入禁止区域、迂回路等に関して、案内看板や標識類の設置を充実させます。また、工事用車両の出入口等においては、工事作業時間帯には必ず誘導員等を配置し、通行車両や歩行者の安全に特に注意を払います。	平成 26 年 3 月末時点では、工事関連車両出入口付近に交通安全施設を設置し、交通事故の防止に努めています。また、工事関連車両出入口付近には工事作業時間帯に必ず誘導員を配置し、通行車両や歩行者の安全に特に注意を払っています。 今後、迂回路等が必要になった場合には、案内看板や標識類の設置を充実させます。
42	車両通行ルート、安全遵守事項を記載した、車両通行教育を新規入場時に実施し、工事現場周辺の交通安全に配慮します。	新規入場者教育資料により、車両通行ルート、安全遵守事項などについて、指導を行っています。
43	入口はパネルゲートとし、夜間、休日は施錠します。	入口はパネルゲートとし、夜間、休日は施錠しています。
44	仮囲いに、防犯灯の設置をするなど、防犯活動に貢献します。	仮囲いは隙間のないように設置し、夜間、休日は施錠することにより、安全・防犯に努めています。また、付近には街灯が設置されており、十分な照度が確保されています。
◆環境に配慮した製品及び工法を採用します。		
省エネルギー		
45	エネルギー効率の良い機器を工事計画に織り込みます。	可能な限り、低燃費型の建設機械の使用に努めています。
省資源		
46	建築基礎レベルを調整すると共に、掘削土については、場内での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生抑制を図ります。	建築基礎レベルを調整すると共に、掘削土については、場内での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生抑制を図っています。
47	材料の無梱包搬入を推進します。	平成 26 年 2 月及び 3 月の作業は既存構造物の撤去作業のため、資材の搬入はありません。今後、資材の搬入にあたっては、無梱包搬入を推進し、廃棄物の減量に努めます。
48	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) 等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適正な措置を講じます。	工事に伴い発生する廃棄物等については、発生抑制・減量化すると共に、種類毎に分別リサイクルを図っています。
49	再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定します。	平成 26 年 2 月及び 3 月の作業は既存構造物の撤去作業のため、資材の搬入はありません。今後、再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定します。

表 6-1 (5) 環境取組の実施状況 (工事中その5)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
◆快適な環境づくりに貢献します。		
景観		
50	仮囲いは、白の安全鋼板とし、部分的に緑を配置するなど、景観面に配慮します。	仮囲いは、白の安全鋼板とし、部分的に緑を配置するなど、景観面に配慮しています。
51	仮設トイレは仮囲いの中に設置し、一般者から見えない位置とします。	仮設トイレの設置位置は、図 6-1 に示すとおりです。
周辺の環境美化		
52	新規入場時に、作業員への指導を実施し、ポイ捨てを防止します。また、工事周辺は、日常清掃を実施します。	新規入場者教育資料により、ポイ捨て防止等について指導を行っています。また、工事周辺は、日常清掃を実施しています。
53	資材は、日々整理整頓を行います。	日々整理整頓を行っています。
ヒートアイランド現象の緩和		
54	夏期において水道水以外の用水が確保できる場合は、周辺道路などに打ち水を行います。	夏期において水道水以外の用水が確保できる場合は、周辺道路などに打ち水を行います。
動物、植物		
55	特定外来生物が確認された場合は、可能な限り駆除等の対策を講じます。	特定外来生物であるナルトサワギク (1 個体) について、工事前 (平成 26 年 1 月 31 日) に駆除を行いました。
56	事業計画地内で確認されたメダカについて、工事前に一時保護した後、適切な場所に移設します。	工事前に、現場事務所の水槽で一時的に保護した後、平成 26 年 4 月 9 日に吹田市内の近隣の小学校 2 校 (ビオトープの池及び観察水槽) に引渡しを行いました。
57	ケリ、コチドリの繁殖について、可能な限り工事時期や施工場所、工種等に配慮します。	ケリ、コチドリの繁殖が確認された箇所は、繁殖前に改変を行いました。その後、事業計画地内での繁殖は確認されていません。
◆地域との調和を図ります。		
工事説明・苦情対応		
58	近隣住民に工事实施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事实施も適宜、現況と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。	工事实施前に地元自治会への工事説明を行いました。また、工事实施中においても、適宜、現況や今後の予定についてお知らせしています。
59	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを掲示すると共に、苦情が発生した際には真摯に対応します。	工事に関する苦情窓口及び連絡先は、施工者である (株) 竹中工務店としており、工事説明会において地元自治会へお伝えしています。今後の建築工事では、(株) 竹中工務店・(株) 竹中土木共同企業体となります。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮		
60	山田高校、山田東中学校などの計画地近傍の教育施設について、工事实施前に、工事概要、作業工程などを十分説明すると共に、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。	工事实施前に、計画地周辺の教育施設 (山田第一小学校、山田第二小学校、東山田小学校、南山田小学校、北山田小学校、山田東中学校、千里丘中学校、吹田東高校、山田高校、大阪大学) に工事説明を行いました。今後、ご要望がある場合など、必要に応じて配慮を検討していきます。
61	山田高校、山田東中学校などの計画地近傍の教育施設について、必要に応じて騒音、振動などに特段の配慮をします。	山田高校、山田東中学校などの計画地近傍の教育施設について、必要に応じて騒音、振動などに特段の配慮をします。

表 6-1 (6) 環境取組の実施状況 (工事中その 6)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
周辺の事業者との調整		
62	(仮称)吹田市立スタジアム建設事業について、工事実施期間が重複する場合は、工事内容等の調整に努めます。	(仮称)吹田市立スタジアム建設事業の工事工程を把握した上で、工程調整を行っています。本事業の解体工事で発生したコンクリートガラを(仮称)吹田市立スタジアム建設事業において再生砕石として利用するなど、両者で連携して環境負荷の低減に取り組んでいます。
文化財の保護		
63	事業計画地において、工事期間中に遺物が確認された場合には、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財保護法に基づき手続・対応を行い、文化財の保護に努めます。	事業計画地において、工事期間中に遺物が確認された場合には、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財保護法に基づき手続・対応を行い、文化財の保護に努めます。

表 6-1 (7) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 1)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
◆地球温暖化対策を行います。		
64	「大阪府建築物の環境配慮制度」において、商業施設ではトップクラスといえる CASBEE A ランクを目指し、かつ A ランクの中でも可能な限り高評価を目指していきます。なお、重点項目については特に意識して取り組み、高評価を目指していきます。評価結果は、大阪府建築物環境性能表示制度によりホームページなどに表示します。	「大阪府建築物の環境配慮制度」において、商業施設ではトップクラスといえる CASBEE A ランクを目指し、かつ A ランクの中でも可能な限り高評価を目指します。なお、重点項目については特に意識して取り組み、高評価を目指します。評価結果は、大阪府建築物環境性能表示制度によりホームページなどに表示します。
65	空調設備は、高効率の機器を採用します。照明は、後方諸室を除いて LED 器具を採用します。	空調設備は、高効率の機器を採用します。照明は、後方諸室を除いて LED 器具を採用します。
66	屋根部分にソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行います。また、太陽熱の利用についても検討します。	屋根部分にソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行います。また、太陽熱の利用についても検討します。
67	ヒートポンプシステム等のエネルギー効率の高い機器を導入します。	ヒートポンプシステム等のエネルギー効率の高い機器を導入します。
68	空調機器、冷蔵冷凍庫の配管は、最短ルートとなるように設計し、極力継ぎ手部分が少なくなるように配慮します。	空調機器、冷蔵冷凍庫の配管は、最短ルートとなるように設計し、極力継ぎ手部分が少なくなるように配慮します。
69	Low-E 複層ガラス等を採用することにより、建物内の熱の侵入を低減し、空調エネルギー消費を削減します。	Low-E 複層ガラス等を採用することにより、建物内の熱の侵入を低減し、空調エネルギー消費を削減します。
70	耐久性の高いコンクリート、鉄骨を採用し、長寿命の建築物を施工します。	耐久性の高いコンクリート、鉄骨を採用し、長寿命の建築物を施工します。
71	仕上材には、リサイクル製品や再生木等を積極的に採用します。	仕上材には、リサイクル製品や再生木等を積極的に採用します。
72	基礎構造用コンクリートには、高炉セメントを積極的に採用します。	基礎構造用コンクリートには、高炉セメントを積極的に採用します。
73	移動式ドライ型ミストの設置及び平面駐車場や広場に高木植栽を行うことにより木陰を創出し、歩行者の暑熱ストレスを抑制すると共に、施設内の通路に庇を設け、地表面に当たる日射を遮蔽することにより地表面温度の上昇を抑制します。	移動式ドライ型ミストの設置及び平面駐車場や広場に高木植栽を行うことにより木陰を創出し、歩行者の暑熱ストレスを抑制すると共に、施設内の通路に庇を設け、地表面に当たる日射を遮蔽することにより地表面温度の上昇を抑制します。
74	屋根面に高反射塗料が施された製品を採用することにより表面温度の上昇を抑え、周辺の気温上昇を抑制すると共に、その性能が維持されるような工夫を検討します。	屋根面に高反射塗料が施された製品を採用することにより表面温度の上昇を抑え、周辺の気温上昇を抑制すると共に、その性能が維持されるような工夫を検討します。
75	空調機器の室外機からの排熱量を抑制するため、空調機器の室外機への水噴霧等を行うと共に、一部の施設においてオープンモール形式を取り入れることにより、空調負荷を削減します。	空調機器の室外機からの排熱量を抑制するため、空調機器の室外機への水噴霧等を行うと共に、一部の施設においてオープンモール形式を取り入れることにより、空調負荷を削減します。
76	ハイサイドライト等により、自然光を建物内に取り込みます。	ハイサイドライト等により、自然光を建物内に取り込みます。
77	外灯の一部に、風力発電を内蔵した照明を採用します。	外灯の一部に、風力発電を内蔵した照明を採用します。

表 6-1 (8) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 2)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
78	立体駐車場の屋上階の一部に高反射塗料を採用することや、施設内の道路や広場の一部に透水性舗装等を採用することにより、表面温度の上昇を抑えます。	立体駐車場の屋上階の一部に高反射塗料を採用することや、施設内の道路や広場の一部に透水性舗装等を採用することにより、表面温度の上昇を抑えます。
79	テナントに対し、搬入車両削減及び適正運転の要請を行います。	テナントに対し、搬入車両削減及び適正運転の要請を行います。
80	万博公園南側ゾーンを対象エリアとした、エリア一括受電システムを取り入れ、エネルギー利用の効率化や環境負荷の低減を図ります。	万博公園南側ゾーンを対象エリアとした、エリア一括受電システムを取り入れ、エネルギー利用の効率化や環境負荷の低減を図ります。
81	電気自動車充電スタンドを設置し、電気 (クリーンエネルギー) で走る自動車の普及促進を図り、低炭素社会に貢献します。	電気自動車充電スタンドを設置し、電気 (クリーンエネルギー) で走る自動車の普及促進を図り、低炭素社会に貢献します。
82	エネルギー消費量を「見える化」することにより、施設の省エネルギー化を効率よく推進・継続していきます。	エネルギー消費量を「見える化」することにより、施設の省エネルギー化を効率よく推進・継続していきます。
◆自然環境を保全し、みどりを確保します。		
83	事業計画地の自然環境調査を行い、動植物の生息・生育環境に配慮します。	事業計画地内の動物、植物、生態系調査を行い、動植物の生息・生育状況を把握しました。それを踏まえ、事業による影響を低減するための環境保全措置 (メダカの移設などの工事前の対応) を実施しました。供用後についても、緑地の形成や照明の配慮などを行います。
84	事業計画地内の既存樹木は、有効に移植・活用します。	事業計画地内の既存樹木は、有効に移植・活用します。
85	事業計画地内の既存樹木を有効に移植・活用し、植生の保全を図ると共に、表土は適切に保管し、植栽に利用します。	事業計画地内の既存樹木を有効に移植・活用し、植生の保全を図ると共に、表土は適切に保管し、植栽に利用します。
86	植栽計画においては、事業計画地周辺の植生との調和に配慮すると共に、連続性も考慮し、生物の生息空間の保全に努めます。	植栽計画においては、事業計画地周辺の植生との調和に配慮すると共に、連続性も考慮し、生物の生息空間の保全に努めます。
87	立体駐車場の一部に壁面緑化、平面駐車場に高木植栽を行います。	立体駐車場の一部に壁面緑化、平面駐車場に高木植栽を行います。
88	屋上緑化、壁面緑化を行います。	屋上緑化、壁面緑化を行います。
89	外周道路沿い等の造成法面は緑化を行います。	外周道路沿い等の造成法面は緑化を行います。
90	植栽樹種の選定にあたっては、四季の移りかわりや現状の周囲との調和に配慮すると共に現況の景観を尊重し、落葉樹も採用します。	植栽樹種の選定にあたっては、四季の移りかわりや現状の周囲との調和に配慮すると共に現況の景観を尊重し、落葉樹も採用します。
91	事業計画地内で確認した特定外来生物 (オオキンケイギク、ナルトサワギク) について、事業計画地外へ散逸しないよう努めると共に、植生管理の中で定期的に刈り取りをするなど、可能な限り排除するよう努めます。	特定外来生物であるナルトサワギクについて、工事前 (平成 26 年 1 月 31 日) に駆除を行いました。 オオキンケイギクについては、平成 26 年 3 月末時点で個体を確認できておりませんが、今後確認した場合には、可能な限り駆除するよう努めます。

表 6-1 (9) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 3)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
92	広場内のシンボルツリーや花壇・大型プランター等による植栽、屋内緑化等による視認性の高い箇所への効果的で魅力的な緑化について検討し、質的充実を図ります。	広場内のシンボルツリーや花壇・大型プランター等による植栽、屋内緑化等による視認性の高い箇所への効果的で魅力的な緑化について検討し、質的充実を図ります。
93	緑化率 21%を確保することに加え、吹田市開発事業の手續等に関する条例では緑化面積として換算できない緑を配置することも含め、目標緑化率 (30%) に近づける取組を行います。	緑化率 21%を確保することに加え、吹田市開発事業の手續等に関する条例では緑化面積として換算できない緑を配置することも含め、目標緑化率 (30%) に近づける取組を行います。
◆水循環を確保します。		
94	植栽への散水等に雨水を利用し、有効利用を行います。	植栽への散水等に雨水を利用し、有効利用を行います。
95	事業区域の面積に応じた雨水貯留施設を設置します。	事業区域の面積に応じた雨水貯留施設を設置します。
96	雨水浸透に配慮し、最大限に地表面を緑地化します。	雨水浸透に配慮し、最大限に地表面を緑地化します。
水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下		
97	施設からの排水については、すべて公共下水道へ放流します。	施設からの排水については、すべて公共下水道へ放流します。
98	井戸水の利用にあたっては、行政の指導等に基づき、適切な処理を行った上で水道法第 4 条の規定に基づく水質基準を満足させるものとします。	井戸水の利用にあたっては、行政の指導等に基づき、適切な処理を行った上で水道法第 4 条の規定に基づく水質基準を満足させるものとします。
99	井戸水の利用にあたっては、地下水位低下及び地盤沈下が生じないよう、井戸の設置時に揚水試験を行い、適正な揚水量を把握した上で揚水を行います。	井戸水の利用にあたっては、地下水位低下及び地盤沈下が生じないよう、井戸の設置時に揚水試験を行い、適正な揚水量を把握した上で揚水を行います。
◆地域の生活環境を保全します。 大気・騒音・振動等		
100	空調設備などについて、低騒音・低振動型機器の採用や設置場所に配慮し、防音性能のある目隠しフェンス等の設置により、周辺への騒音による影響の低減を図ります。また、スピーカーは、指向性スピーカーの使用やステージを囲む配置とする等、周辺への騒音による影響の低減を図る設置を行います。	空調設備などについて、低騒音・低振動型機器の採用や設置場所に配慮し、防音性能のある目隠しフェンス等の設置により、周辺への騒音による影響の低減を図ります。また、スピーカーは、指向性スピーカーの使用やステージを囲む配置とする等、周辺への騒音による影響の低減を図る設置を行います。
101	立体駐車場は、計画地敷地境界から十分な距離を確保するなど、周辺に配慮した配置とします。	立体駐車場は、計画地敷地境界から十分な距離を確保するなど、周辺に配慮した配置とします。
102	窓、換気扇、排気口、廃棄物置場の位置などに配慮し、近隣への悪臭の漏洩を防止します。また、飲食店等から発生する臭気対策として、脱臭設備の設置等の対策を講じます。	窓、換気扇、排気口、廃棄物置場の位置などに配慮し、近隣への悪臭の漏洩を防止します。また、飲食店等から発生する臭気対策として、脱臭設備の設置等の対策を講じます。

表 6-1 (10) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 4)

取組事項	実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
103 ガスヒートポンプ等の設備機器について、大気汚染防止法、条例を遵守します。また、設備機器の選定にあたっては、可能な限り最新の低 NO _x 型の機器を選定し、窒素酸化物排出量の低減を図ります。	ガスヒートポンプ等の設備機器について、大気汚染防止法、条例を遵守します。また、設備機器の選定にあたっては、可能な限り最新の低 NO _x 型の機器を選定し、窒素酸化物排出量の低減を図ります。
104 屋外照明や広告照明については、関係行政機関と協議し、近隣住民に対する光の影響を抑制します。	屋外照明や広告照明については、関係行政機関と協議し、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
105 太陽光パネルの設置にあたっては、反射光が問題にならない角度に設置します。	太陽光パネルの設置にあたっては、反射光が問題にならない角度に設置します。
106 塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物 (VOC) の含有率が低いものを使用します。	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物 (VOC) の含有率が低いものを使用します。
107 山田高校、山田東中学校などの計画地近傍の教育施設について、必要に応じ騒音などに特段の配慮をします。	山田高校、山田東中学校などの計画地近傍の教育施設について、必要に応じ騒音などに特段の配慮をします。
108 来館車両に対し、空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適正な運転について周知します。	来館車両に対し、空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適正な運転について周知します。
109 設備機器は、定期的に点検・整備を行い、良好な運転の維持を図ります。	設備機器は、定期的に点検・整備を行い、良好な運転の維持を図ります。
廃棄物等	
110 廃棄物の排出量に応じて課金する従量課金制度を導入し、店舗からの廃棄物の発生を抑制します。	廃棄物の排出量に応じて課金する従量課金制度を導入し、店舗からの廃棄物の発生を抑制します。
111 リサイクルボックスの設置等による廃棄物の減量や分別排出などの周知徹底を行い、再資源化に努めます。	リサイクルボックスの設置等による廃棄物の減量や分別排出などの周知徹底を行い、再資源化に努めます。
112 厨芥類については、飲食店等へ発生量抑制の呼びかけを行うと共に、分別を徹底し、リサイクル業者への委託やより効率の良い取組を検討していきます。	厨芥類については、飲食店等へ発生量抑制の呼びかけを行うと共に、分別を徹底し、リサイクル業者への委託やより効率の良い取組を検討していきます。
113 草木 (剪定枝等) については、極力再資源化を行う業者を選定します。	草木 (剪定枝等) については、極力再資源化を行う業者を選定します。
114 不要となったフロアガイドや衣料を回収し再利用します。	不要となったフロアガイドや衣料を回収し再利用します。
115 各店舗に対し、リターナブルコンテナやリユースハンガーの使用、販売資材の使用量削減についても要請していきます。	各店舗に対し、リターナブルコンテナやリユースハンガーの使用、販売資材の使用量削減についても要請していきます。
116 環境に配慮した製品の採用にあたっては、バイオマス等再生資源の積極的な採用を検討し、各店舗へも要請していきます。	環境に配慮した製品の採用にあたっては、バイオマス等再生資源の積極的な採用を検討し、各店舗へも要請していきます。

表 6-1 (11) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 5)

取組事項	実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
中高層建築物 (高さ 10 メートルを超える建築物)	
117	<p>建築基準法に基づく日影図を作成し、規制基準を遵守します。</p> <p>建築基準法に基づく日影図を作成しており、規制基準を遵守しています。</p>
118	<p>電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成により事前に把握します。周辺への影響が認められる場合には、近隣住民に説明すると共に、対策を実施します。</p> <p>電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成により事前に把握しました。その結果、周辺への影響は認められませんでした。今後事業に起因する影響が認められる場合には、近隣住民に説明すると共に、対策を実施します。</p>
119	<p>電波障害が生じた場合は、適切な対応を行います。</p> <p>電波障害が生じた場合は、適切な対応を行います。</p>
120	<p>近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じます。</p> <p>近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じます。</p>
◆景観まちづくりに貢献します。	
121	<p>吹田市景観まちづくり計画に即した緑化やランドスケープデザインによる景観形成を実施します。</p> <p>吹田市景観まちづくり計画に即した緑化やランドスケープデザインによる景観形成を実施します。</p>
122	<p>万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアにおける建築物として、類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計とします。</p> <p>万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアにおける建築物として、類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計とします。</p>
123	<p>事業計画地は 1ha を超えるため、景観形成地区の指定について、今後協議します。</p> <p>事業計画地は 1ha を超えるため、景観形成地区の指定について、今後協議します。</p>
124	<p>景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進するために建築物及びその周辺整備内容について関係行政機関と協議します。</p> <p>景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進するために建築物及びその周辺整備内容について関係行政機関と協議します。</p>
125	<p>関係行政機関と協議し、屋外広告物の表示等に関する基準を遵守します。</p> <p>関係行政機関と協議し、屋外広告物の表示等に関する基準を遵守します。</p>
126	<p>外周道路からの景観に配慮し、沿道に高木を植栽した緑地帯を設ける計画としています。</p> <p>外周道路からの景観に配慮し、沿道に高木を植栽した緑地帯を設ける計画としています。</p>
127	<p>観覧車のイルミネーション等の夜間景観について、サーチライトを使用するなどの地区外に向けた照明は行いません。また、周囲との調和に配慮し、景観に違和感を与えるような演出は行いません。</p> <p>観覧車のイルミネーション等の夜間景観について、サーチライトを使用するなどの地区外に向けた照明は行いません。また、周囲との調和に配慮し、景観に違和感を与えるような演出は行いません。</p>
128	<p>広告・誘導看板等のサインの意匠については、今後、景観アドバイザー会議における指導等を踏まえ、周囲との調和に配慮し、景観に違和感を与えないよう計画していきます。</p> <p>広告・誘導看板等のサインの意匠については、今後、景観アドバイザー会議における指導等を踏まえ、周囲との調和に配慮し、景観に違和感を与えないよう計画していきます。</p>

表 6-1 (12) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 6)

取組事項		実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)
◆安心安全のまちづくりに貢献します。		
129	事業計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。	事業計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。
130	災害時や緊急時においては、来館者の安全確保に対応できる設備を導入します。また、事業計画地は災害時の広域避難地の一部になっていることに鑑み、広域避難地としての機能を担うような協力内容について、関係機関と協議を行っていきます。	災害時や緊急時においては、来館者の安全確保に対応できる設備を導入します。また、事業計画地は災害時の広域避難地の一部になっていることに鑑み、広域避難地としての機能を担うような協力内容について、関係機関と協議を行っていきます。
131	監視カメラなど、防犯対策に対応できる設備機器を積極的に導入します。	監視カメラなど、防犯対策に対応できる設備機器を積極的に導入します。
交通		
132	利用客の自家用車による来館を極力減らし、モノレールやバスなどの公共交通機関の利用を促進します。また、周辺の混雑が見込まれる場合には、より一層の公共交通機関利用の促進を行い、集客販促を避ける施設運営などを検討します。	利用客の自家用車による来館を極力減らし、モノレールやバスなどの公共交通機関の利用を促進します。また、周辺の混雑が見込まれる場合には、より一層の公共交通機関利用の促進を行い、集客販促を避ける施設運営などを検討します。
133	事業計画地への来館・退館車両を分散させて誘導します。なお、交通整理員を適宜配置すると共に、事業計画地周辺の主要幹線道路には適切な誘導看板を設置します。	事業計画地への来館・退館車両を分散させて誘導します。なお、交通整理員を適宜配置すると共に、事業計画地周辺の主要幹線道路には適切な誘導看板を設置します。
134	開業時、特異日など、事業計画地内の駐車場や駐輪場が不足するような場合においては、事業計画地外の駐車場や駐輪場を利用することについて、当該駐車場や駐輪場の運営機関と協議・連携を行っていきます。	開業時、特異日など、事業計画地内の駐車場や駐輪場が不足するような場合においては、事業計画地外の駐車場や駐輪場を利用することについて、当該駐車場や駐輪場の運営機関と協議・連携を行っていきます。
135	スタジアム建設事業者と連携し、スタジアム観戦客が本事業の駐車場を利用することを防止するための駐車場システムの導入を検討していきます。	スタジアム建設事業者と連携し、スタジアム観戦客が本事業の駐車場を利用することを防止するための駐車場システムの導入を検討していきます。
136	敷地外への待機車列が発生しないよう、各入口には必要台数を上回る発券ゲートを設け、各入口から発券ゲートまで十分な滞留長を確保します。	敷地外への待機車列が発生しないよう、各入口には必要台数を上回る発券ゲートを設け、各入口から発券ゲートまで十分な滞留長を確保します。
137	交通処理計画、要所となる交差点については、車線構成の見直しなどに関し、協議・実施します。また、区域外の整備として、必要に応じて出入口に接続する道路を整備します。	交通処理計画、要所となる交差点については、車線構成の見直しなどに関し、協議・実施します。また、区域外の整備として、出入口に接続する道路を整備します。
138	特異日やスタジアムの試合前後などにおいては、渋滞情報の事前周知や館内放送などによる渋滞状況の周知を行っていきと共に、渋滞時の集中的な出庫を避けるための方策を検討していきます。	特異日やスタジアムの試合前後などにおいては、渋滞情報の事前周知や館内放送などによる渋滞状況の周知を行っていきと共に、渋滞時の集中的な出庫を避けるための方策を検討していきます。

表 6-1 (13) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 7)

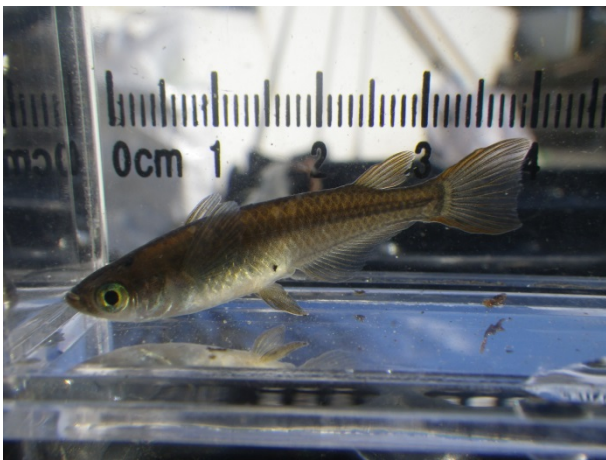
取組事項	実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)	
139	<p>来館・退館車両を円滑かつ安全に誘導するための誘導マニュアル等を作成します。</p>	<p>来館・退館車両を円滑かつ安全に誘導するための誘導マニュアル等を作成します。</p>
140	<p>来客数が多くなるときには、事業計画地周辺での快適・安全な通行を確保するため、交通整理員を適宜配置します。また、可能な限り、来館・退館車両と歩行者・自転車が交差しない快適・安全な通行ルートを確認します。</p>	<p>来客数が多くなるときには、事業計画地周辺での快適・安全な通行を確保するため、交通整理員を適宜配置します。また、可能な限り、来館・退館車両と歩行者・自転車が交差しない快適・安全な通行ルートを確認します。</p>
141	<p>大型連休時、スタジアムの試合前後など、事業計画地周辺が混雑する場合には、関係機関と連携の上、誘導マニュアル等を作成します。</p>	<p>大型連休時、スタジアムの試合前後など、事業計画地周辺が混雑する場合には、関係機関と連携の上、誘導マニュアル等を作成します。</p>
142	<p>周辺道路のアメニティアップとして、サイクリング利用者向けサービス施設の設置などを検討します。</p>	<p>周辺道路のアメニティアップとして、サイクリング利用者向けサービス施設の設置などを検討します。</p>
143	<p>万博公園南側エリア開発事業関係者連絡会等において、万博公園エリア全体の自動車対策の検討・調整をお願いしたいと考えています。事業者としても、積極的に参画し、交通渋滞の緩和及び安全で快適な歩行環境の確保並びに混雑時の緊急車両の通行確保などの課題解決に努め、状況に応じた実効性のある対応を継続的に行っていきたいと考えます。</p>	<p>万博公園南側エリア開発事業関係者連絡会等において、万博公園エリア全体の自動車対策の検討・調整をお願いしています。事業者としても、積極的に参画し、交通渋滞の緩和及び安全で快適な歩行環境の確保並びに混雑時の緊急車両の通行確保などの課題解決に努め、状況に応じた実効性のある対応を継続的に行っていきたいと考えます。</p>



メダカが生息していた池



保護状況



保護したメダカ



保護状況（現場作業所内）

写真 メダカの保護状況（平成 25 年 12 月 12 日）



ナルトサワギク



駆除状況

写真 ナルトサワギクの駆除状況（平成 26 年 1 月 31 日）

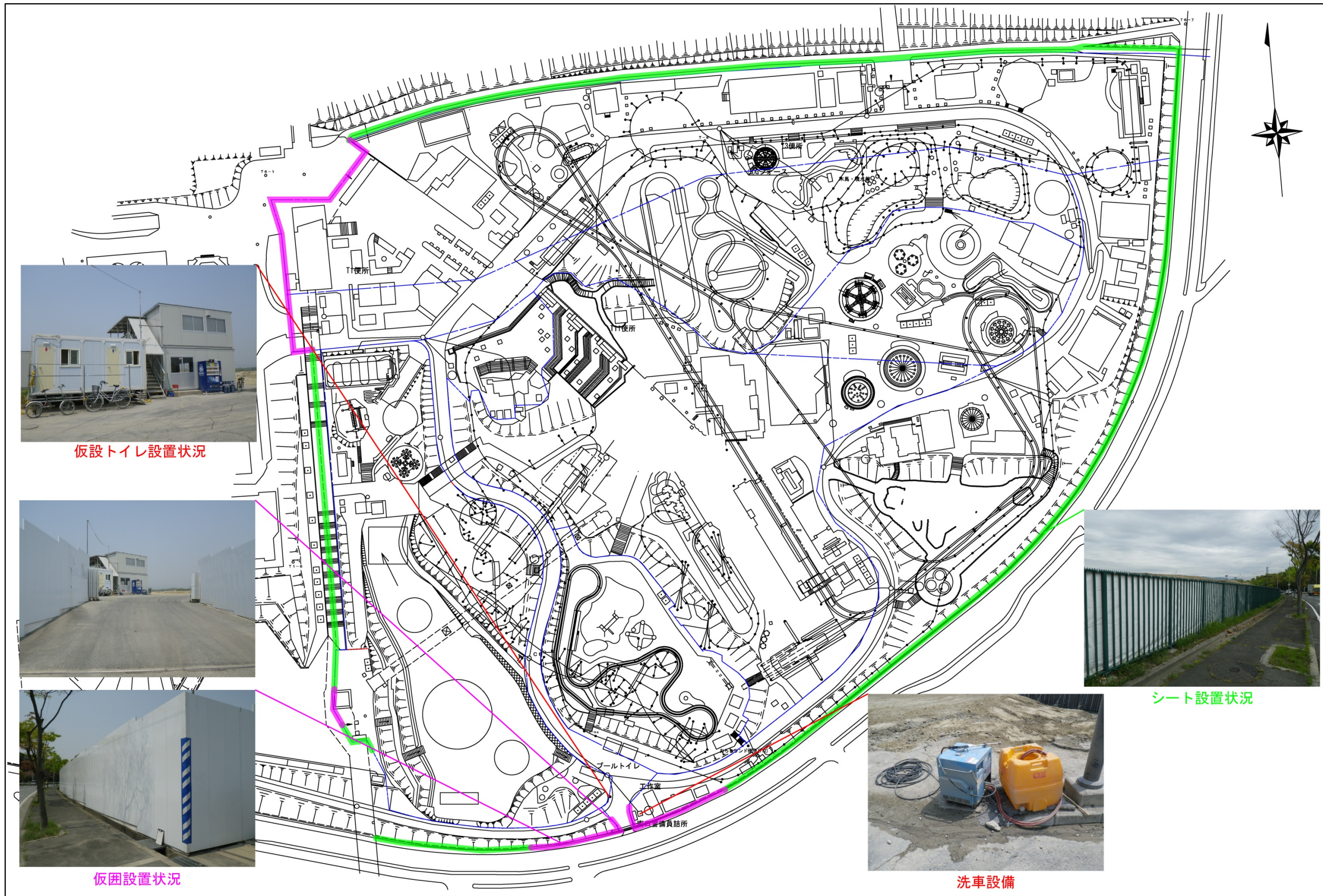


図 6-1 環境取組実施状況 (平成 26 年 3 月末時点)

8 委託先の名称等

委託先の名称 : 株式会社オオバ
代表者氏名 : 代表取締役社長 辻本 茂
主たる事務所の所在地 : 東京都目黒区青葉台 4 丁目 4 番 12 号